

番 第 1048 号  
平成27年 2月20日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長  
岩手県農業共済組合連合会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長

} 様

岩手県農林水産部  
畜産課総括課長



牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢等の変更について

日頃より、本県の畜産振興に多大なる協力をいただき感謝申し上げます。

さて、死亡した牛の届出及び死亡牛の BSE 検査につきましては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、「24 か月齢以上の死亡牛」を対象として実施しているところです。

今般、「家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が別添のとおり公布され、平成 27 年 4 月 1 日以降、同届出及び検査の対象月齢が「48 か月齢以上」に引き上げられることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、対象月齢の変更についてご了知のうえ、貴下職員並びに会員に周知いただき、同検査及び死亡の届出の円滑な実施にご協力下さるようお願いいたします。

なお、検査にかかる対象月齢の切り替えについては、検査日ではなく、死亡日をもって判断することとなっておりますので申し添えます。

【参考】

死亡日 死亡時月齢	～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～
24 か月齢未満	届出・検査対象外	届出・検査対象外
24 か月齢以上 48 か月齢未満	届出・検査対象牛	届出・検査対象外 (今回改正)
48 か月齢以上	届出・検査対象牛	届出・検査対象牛

【振興・衛生担当 主査 本波 美香 TEL: 019-629-5722】



